

群馬県水源地域保全条例の概要

(平成25年10月18日一部改正)

条例

施行規則

前文

利根川の上流に位置する群馬県の森林は、水源の涵養^{かん}などの大切な役割を果たし、首都圏の人々の豊かな暮らし、活発な経済活動を支えている。この森林を適正に整備・保全し、将来にわたって水源涵養機能を維持していくことは、水源地域を擁する「水源地域ぐんま」の責務である。豊かな水を育む森林を大切に保全することにより、県民等が清らかで豊かな水を安心して利用することができるよう、この条例を制定する。

1 目的（第1条関係）

水源地域の保全に関し、基本理念を定め、県、県民及び森林の所有者等の責務を明らかにするとともに、水源地域の指定、森林の所有者等に対する助言等及び森林の土地の所有権移転等の事前届出制度等を設けることにより、水源地域の保全に関する施策の効果的な推進に資する。

2 定義（第2条関係）

- 水源地域
森林の水源涵養機能の維持・増進に資するため、森林を整備・保全する必要がある地域で知事が指定するもの
- 森林の所有者等
森林（木竹が集団して生育している土地等及びその土地の上にある立木竹）について所有権又は使用及び収益を目的とする権利で規則で定めるものを有する者

◆使用及び収益を目的とする権利（第3条関係）
○地上権、地役権、使用貸借による権利及び賃借権とする。

3 基本理念（第3条関係）

- 水源地域の保全に当たっては、県民をはじめ流域に暮らす全ての人々が水を通して森林の恩恵を享受していることに鑑み、森林の有する水源涵養機能の維持・増進が図られるようにしなければならない。
- 水源地域の保全に当たっては、森林の有する公益的機能の重要性に鑑み、社会全体で森林を支えるようにしなければならない。

4 関係者の責務等（第4～8条関係）

- 県
森林の現状の把握に努めるとともに、森林の有する水源涵養機能の維持・増進に係る施策を総合的に推進する。施策の実施に当たっては、市町村、関係事業者及び森林の所有者等と連携し、県民と協働して行う。
- 県民
水源地域の保全の重要性に関する理解を深め、県及び市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努める。
- 森林の所有者等
水源涵養機能をはじめとする公益的機能を有する森林の所有者又は利用者であることを認識し、森林の適正な整備・保全に努めるとともに、県及び市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努める。
- 国や市町村との連携
国や市町村と連携・協力して水源地域の保全に関する施策を推進する。

5 啓発活動等（第9条関係）

県は、水源地域の保全の重要性について、県民、森林の所有者等及び流域に暮らす全ての人々の理解を深めるため、市町村、関係団体及び関係都県と連携・協働して、啓発活動及び広報活動を行う。

6 相談及び助言等（第10条関係）

知事は、水源地域の保全を図るため、森林の所有者等からの相談に応ずるとともに、助言、指導、情報提供を行う。

7 水源地域の指定（第11条関係）

- 知事は、森林の有する水源涵養機能の維持・増進に資するため、森林を整備・保全する必要がある地域を水源地域に指定することができる。
- 知事は、水源地域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴くとともに、規則で定めるところにより、その旨を**公告**し、当該公告の日から2週間、水源地域の指定の案を公衆の縦覧に供さなければならない。
- 水源地域の指定をしようとする区域内の森林の所有者等及び利害関係人は、規則で定めるところにより、知事に指定案についての**意見書を提出**することができる。
- 知事は、指定案に異議がある旨の意見書の提出があったときは、規則で定めるところにより、意見書を提出した者の**意見を聴取**する。
- 知事は、水源地域の指定をするときは、その旨及びその区域を告示する。

8 森林の土地の所有権等の移転等の事前届出等

（第12～13条関係）

- 水源地域内の民有林（森林法に定める地域森林計画の対象となっている民有林）の土地の所有権等を有する者は、**土地売買等の契約**を締結しようとするときは、契約を締結しようとする日の30日前までに規則で定めるところにより、契約の当事者の氏名・住所、契約に係る土地の所在・面積・権利の種別及び内容・契約締結予定日・利用目的等を**知事に届け出る**。
- 土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が、国、地方公共団体及び**その他規則で定める法人、土地の利用目的が、水源地域の保全に支障を及ぼすおそれなく、かつ、公益性を有するものであって規則で定めるもの及び非常災害のために必要な応急措置を行うときは届出を要しない**。
- 知事は、届出内容を市町村長に通知するとともに、必要があると認めるときは届出に係る土地の利用に関して市町村長に意見を求めることができる。

9 報告の徴収及び立入調査等（第14条関係）

- 知事は、この条例の施行に必要な限度において、水源地域内の森林の所有者等に対して、書類の閲覧、資料の提供又は報告を求めることができる。
- 知事は、この条例の施行に必要な限度において、職員に、水源地域内の森林の立入調査、関係者への質問をさせることができる。

10 勧告等（第15条関係）

- 知事は、報告の徴収及び立入調査を拒否する者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- 知事は、無届出者又は虚偽届出者に対し、報告を求め、又は是正を勧告することができる。

11 公表等（第16条関係）

- 知事は、勧告を受けた者又は報告を求められた者が、勧告に従わなかったとき又は報告をしないとき若しくは虚偽報告をしたときは、規則で定めるところにより**公表**することができる。
- 知事は、公表しようとするときは、あらかじめ、公表の対象となる者に対し意見を述べる機会を与えなければならない。

12 その他（第18条、附則関係）

- 条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
- 条例の施行は公布の日とする。
（事前届出制に関する規定は、平成24年10月1日施行）
- 一部改正事項の施行は公布の日（平成25年10月18日）とする。**

◆水源地域の指定の案の公告（第4条関係）

○群馬県報に登載することにより行う。

◆水源地域の指定に係る意見書の提出（第5条関係）

○「水源地域の指定案についての意見書」（主な記載事項：意見の概要、利害関係を有する旨を説明する事項、意見陳述をしようとする者の氏名・住所）により行い、意見書には所有権等を有すること又は利害関係を有する旨を証明する書類を添付する。

◆水源地域の指定に係る意見の聴取（第6条関係）

○知事は、意見聴取を行おうとするときは、意見聴取の10日前までに、異議ある旨の意見書の提出者に対し、意見聴取の日時・場所を書面で通知する。

◆事前届出を要する土地売買等の契約（第7条関係）

○贈与契約、売買契約、交換契約、地上権の設定・移転契約、地役権の設定契約、使用貸借による権利の設定・移転契約及び賃借権の設定・移転契約とする。

◆所有権等の移転等の事前届出（第8条関係）

○「土地の所有権等の移転等の事前届出書」を提出して行い、届出書には、土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面、登記事項証明書又は所有権等を有することを証する書面の写しを添付する。
○分収林特別措置法に基づく森林整備法人*とする。
○電気事業者及び電気通信事業者が行う架空電線、電柱又はその附帯設備の設置とする。

※県内では、独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター及び一般社団法人群馬県森林・緑整備基金が該当する。

◆公表の方法（第10条関係）

○対象者の氏名・住所、勧告の内容又は報告を求めた事項、公表の理由について、群馬県報への登載、インターネットの利用等により行う。